

令和 8 年度 第 1 回
指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「芦田均記念館」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施 設 名：芦田均記念館 所 在 地：福知山市字宮 36 番地 指定期間：令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（3 年間） 所管部署：市民生活部文化・スポーツ振興室 電話番号 0773-24-7033
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (指定管理者制度での管理運営を継続、非公募で対応)
指導等内容	(1) 施設の利用状況に応じた運営を行うこと 当該施設の利用者数は数年横ばい傾向にあり、特定団体の利用が主である。施設所管課は、施設の利用状況を的確に分析し、開館日数や開館時間を見直すことで経費削減をめざすこと。必要に応じて条例改正を行うことも視野に入れること。 (2) 利用者数の増加をめざした新たな取組を模索すること 芦田均元首相の功績を語り継いでいくために、利用者をこれまで以上に増やすことが重要である。施設の特性を活かした教育機関との連携（市内小学校の校外学習の場とする等）や施設の運営状況やイベント開催情報を周知するためのホームページの作成・活用を積極的に行うこと。

令和 8 年度 第 1 回
指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「市民運動場ほか」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施 設 名：市民運動場ほか (福知山市民運動場/福知山市民体育館/北部地域多目的グラウンド) 所 在 地：福知山市和久市町 235 番地他 指定期間：令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日 (5 年間) 所管部署：市民生活部文化・スポーツ振興室 電話番号 0773-24-7069
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (指定管理者制度での管理運営を継続、公募で対応)
指導等内容	(1) 施設の特性を活かした自主事業を積極的に展開すること スポーツ施設は指定管理者が工夫できる余地が大きい。指定管理者のノウハウを活かした独自性のある自主事業が展開されることを大いに期待する。特に DX 化を進めることは施設運営においても非常に有意義なものであると考える。 (2) 市民満足度の向上をめざすこと 指定管理料に見合った市民満足度の高い施設運営が求められる。施設所管課はそれを踏まえて、次期指定管理者に対して指導及び助言を行うこと。 (3) 安心安全な施設の維持管理に努めること 今後も老朽化による改修や修繕が発生することは確実である。多くの市民の方々が安心安全に運動やスポーツに触れていただけるよう施設所管課と次期指定管理者で連携して、施設の維持管理に努めること。

**令和 8 年度 第 1 回
指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要**

「長田野体育施設」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施 設 名：長田野体育施設 所 在 地：福知山市長田野町二丁目 1 番地 1 指定期間：令和 9 年 4 月 1 日～令和 19 年 3 月 31 日（10 年間） 所管部署：市民生活部文化・スポーツ振興室 電話番号 0773-24-7069
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (指定管理者制度での管理運営を継続、公募で対応)
指導等内容	(1) 施設の継続した運営を心掛けること 令和 9 年度より長田野体育施設は単独で指定管理施設となる。次期指定管理者の選定にあたっては、運営ノウハウはもちろんだが、財務体力があるかどうか非常に重要となる。指定管理開始後も施設所管課が適切にモニタリングを行い、管理運営状況を把握すること。 (2) 安心安全な施設の維持管理に努めること 今後も老朽化による改修や修繕費が多く必要になることは確実である。次期指定管理者による施設の維持管理が不十分なことにより事故等が発生することの無いように努め、リスク分担等について基本協定書等でしっかりと整理しておくこと。